

令和 6 年度第 2 回大阪府子ども家庭審議会（R6.12.12）資料への意見

	資料名		ページ数	意見概要	大阪府の考え方								
1	資料1-1	大阪府子ども計画（素案） 第2章1.	P29	「府内公立小・中学校等の通級による指導を受ける児童生徒数」の「指導」という記載について、障がいのある子どもが何か悪いことをしたように捉えられるので、もう少し表現を配慮すべき。	「通級による指導」とは、通常の学級に在籍する障がいがある児童生徒に対し、各教科等の大部分の指導を通常の学級で行いつつ、一部の授業について、障がいの特性に応じた特別の指導を特別な場（通級指導教室）で行うものです。本表現は、文部科学省の学習指導要領のほか各教育委員会等においても一般的に使用されている表現であることから、現状を踏まえて同じ表現としたいと考えております。								
2	資料1-1	大阪府子ども計画（素案） 第2章1.	P34	まとめの書きぶりが楽観的であり、特に「社会」「子育て家庭」のところで単純に「女性（母親）の社会進出が進んでいる。」と結論付けているのは疑問がある。	第2章1. 子ども・若者、子育て家庭を取り巻く状況 34ページのまとめの記載を下記の通り修正いたします。 <table><thead><tr><th>修正前</th><th>修正後</th></tr></thead><tbody><tr><td>特に女性の有業率、正規雇用の割合が高くなるなど、女性の社会進出がすすんでいます。</td><td>女性の有業率、正規雇用の割合が高くなるなど、一定女性の社会進出が進みつつある状況と思われます。</td></tr><tr><td>「子育て」がすすんできている結果となっています。</td><td>「子育て」が進んできている面も見受けられます。</td></tr><tr><td>母親の社会進出がすすんでいる結果となっています。</td><td>母親の社会進出が進みつつある状況と思われます。</td></tr></tbody></table>	修正前	修正後	特に女性の有業率、正規雇用の割合が高くなるなど、女性の社会進出がすすんでいます。	女性の有業率、正規雇用の割合が高くなるなど、一定女性の社会進出が進みつつある状況と思われます。	「子育て」がすすんできている結果となっています。	「子育て」が進んできている面も見受けられます。	母親の社会進出がすすんでいる結果となっています。	母親の社会進出が進みつつある状況と思われます。
修正前	修正後												
特に女性の有業率、正規雇用の割合が高くなるなど、女性の社会進出がすすんでいます。	女性の有業率、正規雇用の割合が高くなるなど、一定女性の社会進出が進みつつある状況と思われます。												
「子育て」がすすんできている結果となっています。	「子育て」が進んできている面も見受けられます。												
母親の社会進出がすすんでいる結果となっています。	母親の社会進出が進みつつある状況と思われます。												
3	資料1-1	大阪府子ども計画（素案） 第2章1.	P34	社会的養護にある子どもは既にサポートを受けており、「支援を要する子ども」として挙げるのは違和感がある。	第2章1. 子ども・若者、子育て家庭を取り巻く状況 34ページのまとめの記載を下記の通り修正いたします。 <table><thead><tr><th>修正前</th><th>修正後</th></tr></thead><tbody><tr><td>全般的に、全国と比べ、支援を要する子ども・若者の割合が高くなっており、困難な状況にある子ども・若者への・・・</td><td>依然として子ども・若者を取り巻く状況は全国と比べ厳しい状況にあり、困難な状況にある子ども・若者への・・・</td></tr></tbody></table>	修正前	修正後	全般的に、全国と比べ、支援を要する子ども・若者の割合が高くなっており、困難な状況にある子ども・若者への・・・	依然として子ども・若者を取り巻く状況は全国と比べ厳しい状況にあり、困難な状況にある子ども・若者への・・・				
修正前	修正後												
全般的に、全国と比べ、支援を要する子ども・若者の割合が高くなっており、困難な状況にある子ども・若者への・・・	依然として子ども・若者を取り巻く状況は全国と比べ厳しい状況にあり、困難な状況にある子ども・若者への・・・												

令和6年度第2回大阪府子ども家庭審議会（R6.12.12）資料への意見

	資料名		ページ数	意見概要	大阪府の考え方						
4	資料1-1	大阪府子ども計画（素案） 第4章2.	P3	「生涯にわたる人格形成の基礎を培うための支援体制をつくります」の「教育・保育内容の充実」の中に、取組の方向性として「市町村や制度の壁を越えて実施していく」といった文言を入れるべき。	保育サービスは全国一律の制度であり、居住地に関わらず切れ目のないサービスが受けられるよう推進していく必要があることから、第4章2. 重点的な取組 3 ページに「どの施設・事業を利用したとしても、切れ目のない教育・保育を受けることができるように推進する」と記載しているところです。また、第6章7. 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画 40 ページの（1）市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項にも同趣旨の内容を記載しています。						
5	資料1-1	大阪府子ども計画（素案） 第5章	P7	中学校から高校に移行するタイミングでどのように不登校を予防するかについては、都道府県と基礎自治体との連携を強化すべきであり、それを重点施策の中で明記すべき。	<table><tr><td colspan="2">高校における不登校に限らず、様々な課題への対応には幼小連携も含めた取組みが重要であるため、第5章 重点施策 7 ページの（2）施策の内容の「学校におけるセーフティネットとなる居場所づくりの推進」を下記の通り修正いたします。</td></tr><tr><td>修正前</td><td>修正後</td></tr><tr><td>スクールカウンセラー等とともに、関係機関と連携し</td><td>スクールカウンセラー等とともに、校園種間での接続時における情報共有や関係機関との連携により</td></tr></table>	高校における不登校に限らず、様々な課題への対応には幼小連携も含めた取組みが重要であるため、第5章 重点施策 7 ページの（2）施策の内容の「学校におけるセーフティネットとなる居場所づくりの推進」を下記の通り修正いたします。		修正前	修正後	スクールカウンセラー等とともに、関係機関と連携し	スクールカウンセラー等とともに、校園種間での接続時における情報共有や関係機関との連携により
高校における不登校に限らず、様々な課題への対応には幼小連携も含めた取組みが重要であるため、第5章 重点施策 7 ページの（2）施策の内容の「学校におけるセーフティネットとなる居場所づくりの推進」を下記の通り修正いたします。											
修正前	修正後										
スクールカウンセラー等とともに、関係機関と連携し	スクールカウンセラー等とともに、校園種間での接続時における情報共有や関係機関との連携により										
6	資料1-1	大阪府子ども計画（素案） 第6章	P38	児童館行政は児童福祉の最前線の現場であり、「（5）地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のための講ずる措置に関する事項」に記載すべき。	府内児童館の実施主体が市町村ということを踏まえ、児童館の利活用を進めていきたいと考えており、府としては、第4章3. 個別事業の取組47 ページに記載しております。 なお、市町村において児童館が適切に運営されるよう、人材の資質の向上等に資する研修の案内や各種情報提供等に取り組んでまいります。						

令和6年度第2回大阪府子ども家庭審議会（R6.12.12）資料への意見

	資料名		ページ数	意見概要	大阪府の考え方	
7				「子どもの居場所」という記載の中で「若者の居場所」はどのように捉えれば良いのか。子どもの居場所での若者の視点を明確にすべき。	国の「こどもの居場所づくりに関する指針」においても、「こどもの居場所」とは、こども・若者が過ごす場所、時間、人との関係性などにおいて居場所と感じる多様な場とされていることから、「子どもの居場所」の対象には子どもだけでなく若者も包含しているものと考えております。	
8	資料1-1	大阪府子ども計画（素案） 第5章	P17	重点施策での再チャレンジの取組がひきこもり支援しか記載されていないので、もう少し幅広く記載すべき。	第5章 重点施策 17ページの（2）施策の内容の「子ども・若者への支援における市町村による支援ネットワークの構築」を下記のとおり修正いたします。	
					修正前	修正後
					ひきこもりに関するイベント（当事者会・女子会等）の実施や子ども・若者地域支援協議会の設置など、	社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者への支援が効果的に行われるよう子ども・若者地域支援協議会を設置し、
9	資料1-1	大阪府子ども計画（素案） 第5章	P9	幼小接続・小中接続・中高接続について「重点施策④ 確かな学力の定着と学びの深化」の「（2）施策の内容」に追加すべき。	第4章3．個別事業において「幼児教育と小学校教育の円滑な接続」（7ページ）に加え、「校種間連携の強化」（24ページ）として保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・高校・支援学校の段差を解消し円滑な接続を図る旨を記載しております。	

令和 6 年度第 2 回大阪府子ども家庭審議会（R6.12.12）資料への意見

	資料名	ページ数	意見概要	大阪府の考え方
10	資料1-1	大阪府子ども計画（素案） 第4章3.	P3 妊産婦等生活援助事業について、都道府県社会的養育推進計画の策定要領を踏まえ「乳児院等」という記載を「乳幼児・母子生活支援施設」に修正すべき。	第4章3. 個別事業 3 ページの「妊産婦等生活援助事業」について、国の要領・実施要綱・ガイドラインに沿って下記の通り修正いたします。
				<table><tr><th>修正前</th><th>修正後</th></tr><tr><td>特定妊婦等への支援体制を強化するため、乳児院等にコーディネーター、看護師及び母子支援員を配置し、</td><td><u>令和6年度当初施行の改正児童福祉法により新たに制度化され、事業の担い手として乳児院・母子生活支援施設・産科医療機関・女性自立支援施設・NPO法人等が想定されています。</u>府では、特定妊婦等への支援体制を強化するため、児童福祉施設にコーディネーター、看護師及び母子支援員を配置し、</td></tr></table>
修正前	修正後			
特定妊婦等への支援体制を強化するため、乳児院等にコーディネーター、看護師及び母子支援員を配置し、	<u>令和6年度当初施行の改正児童福祉法により新たに制度化され、事業の担い手として乳児院・母子生活支援施設・産科医療機関・女性自立支援施設・NPO法人等が想定されています。</u> 府では、特定妊婦等への支援体制を強化するため、児童福祉施設にコーディネーター、看護師及び母子支援員を配置し、			
11	資料1-1	大阪府子ども計画（素案） 第10章	推進体制の中で企業との連携についても触れるべき。	第3章1. 基本理念において「子どもや家庭が地域や企業・民間団体等も含めた社会全体から必要な支援を受けられる」と記載しており、第10章1. 計画の推進体制（1）大阪府における推進体制の「大阪府子ども家庭審議会」についても、下記の通り修正いたします。
				<table><tr><th>修正前</th><th>修正後</th></tr><tr><td>子ども・子育て施策を総合的かつ効果的に推進していくこととしています</td><td><u>地域や企業・関係団体等と連携を図りつつ、子ども・子育て施策を総合的かつ効果的に推進していくこととしています</u></td></tr></table>
修正前	修正後			
子ども・子育て施策を総合的かつ効果的に推進していくこととしています	<u>地域や企業・関係団体等と連携を図りつつ、子ども・子育て施策を総合的かつ効果的に推進していくこととしています</u>			

令和6年度第2回大阪府子ども家庭審議会（R6.12.12）資料への意見

	資料名	ページ数	意見概要	大阪府の考え方
12	資料1-1 大阪府子ども計画（素案） 第6章	P38	「（5）地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のための講ずる措置に関する事項」として記載されているのが放課後児童対策だけであり、地域子育て支援拠点の質的向上や親子関係形成支援事業における研修・フォローアップについても記載すべき	地域子育て支援拠点事業については、実施主体である市町村が、従事する者が研修に参加してその資質、技能等の向上を図ることとされており、大阪府は当該事業の安定的な運営にかかる費用等について子ども・子育て支援交付金により市町村に対し財政支援をしているところです（第4章3．個別事業の取組（57ページ）において記載）。 また、親子関係形成支援事業も含む家庭支援事業については、今後、市町村ヒアリング等を通じて、実施状況や課題の把握を行い、必要に応じて、社会資源の活用状況や好事例の情報提供をするなどの支援方策について検討することとしています（第4章3．個別事業の取組（32ページ）において記載）。 地域子育て相談機関については利用者支援事業の1類型とされているところです。
13	資料1-1 大阪府子ども計画（素案） 第6章	P38	市町村での地域子育て相談機関の設置に向けて、国が利用者支援事業の研修を受けている者が望ましいとしているため、研修の場の創設についても記載すべき。	利用者支援事業の研修は、子育て支援員研修の「地域子育て支援コース（基本型）」として実施されているものです。子育て支援員は、一時預かり事業や小規模保育事業、利用者支援事業等、主に市町村が実施する事業で従事されるため、従来から地域の実情やニーズに応じて市町村において養成のための研修を実施いただいています。 府では、単独での実施が難しい市町村をとりまとめ、複数市町村が合同で実施できるようサポートを行っています。 さらに、ご意見を踏まえ、第6章5．（5）地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のための講ずる措置に関する事項に「<u>教育・保育施設を利用する子どもだけでなく、在宅の子育て家庭を含む全ての子どもについて、地域の身近な場所で、親子の相互交流の場や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供するなど、安心して子育てができる環境を整備するため、担い手の確保や研修等による資質向上を図ります。</u>」の一文を追記いたします。

令和6年度第2回大阪府子ども家庭審議会（R6.12.12）資料への意見

	資料名	ページ数	意見概要	大阪府の考え方
14	資料1-1 大阪府子ども計画（素案） 第6章	P35	保育士・保育所支援センターについて、手続きが紙媒体で行われるなど今の時代にあっていないので、単なる市町村・ハローワークとの連携だけでなく、もう一步踏み込んだ取組を実施すべき。	保育士・保育所支援センターにおける手続き等のペーパーレス化については、潜在保育士の登録や施設による求人情報の登録をオンライン化するなど、順次、改善を行っています。また、現場体験の受入調整等についてもメール等で実施できるよう準備を進めているところです。
15	資料1-1 大阪府子ども計画（素案） 第6章	P35	保育士・幼稚園教諭・保育教諭の確保にあたって、保育業界のイメージアップを図っていくべき。	令和7年度から高校生が養成施設での学びと将来の展望をより実感できるよう保育の職場体験への参加者向けの特別講義や進学相談会の実施、養成施設の学生に向けた保育施設でのインターンシップ促進などに取り組み、保育の仕事の魅力を発信するとともに、保育士としてのキャリア選択を後押ししていきます。
16	資料1-1 大阪府子ども計画（素案）		子どもの居場所づくりとして重層的支援体制を追加すべき。	第4章3．個別事業22ページの「9 子どもの居場所づくり」に「包括的な支援体制の促進」を追加いたします。 ※第4章3．個別事業47ページ「22 複合化・複雑化した課題のある子どもへの支援」に「包括的な支援体制の促進」を再掲いたします。
17	資料1-1 大阪府子ども計画（素案）		子育て支援の場に保護者を取り込むなど保護者の学びの場を設けるべき	地域子育て支援拠点において乳幼児や保護者が相互交流を行う場を設置し、子育てについての相談・情報の提供を行っています。また、子育て家庭の生活状況を親子で一緒に確認して幼児期からの生活習慣の定着を図るなど、引き続き保護者参加による子育て支援に努めていきます。

令和6年度第2回大阪府子ども家庭審議会（R6.12.12）資料への意見

	資料名		ページ数	意見概要	大阪府の考え方					
18	資料1-1	大阪府子ども計画（素案） 第5章	P11,12	子どもの体験活動を通じた居場所づくりの活動をしている団体に対して支援すべき。	子ども輝く未来基金の活用により、子ども食堂や母子・父子福祉団体を対象に、子どもの文化芸術、自然スポーツ、科学等の体験活動の費用を補助しており、引き続き支援していきます（第4章3. 個別事業の取組（31ページ）において記載）。					
19	資料1-1	大阪府子ども計画（素案） 第9章		児童養護施設職員の人材確保について取り組むべき。	第9章 都道府県社会的養育推進計画 32ページに記載のとおり、児童養護施設の小規模化・地域分散化や高機能化・多機能化による人手不足やケアニーズの多様化・高度化に対応できる職員の確保・育成といった課題があると認識しており、引き続き施設職員の人材確保・育成に努めていきます。					
20	資料1-1	大阪府子ども計画（素案） 第9章	P36	「当事者である子どもの意見から見える課題」として一時保護所に否定的なイメージを持つ子どもがいることを課題として挙げているのは違和感がある。	第9章36ページの「子どもの意見から見える課題」について、下記の通り修正いたします。 <table><tr><th>修正前</th><th>修正後</th></tr><tr><td>否定的なイメージを持つ子どもが複数いました</td><td>否定的なイメージを持っていることがうかがわれる複数の意見がありました。</td></tr></table>		修正前	修正後	否定的なイメージを持つ子どもが複数いました	否定的なイメージを持っていることがうかがわれる複数の意見がありました。
修正前	修正後									
否定的なイメージを持つ子どもが複数いました	否定的なイメージを持っていることがうかがわれる複数の意見がありました。									
21				子ども関連予算の確保について、市町村格差が生じないよう府全体として推進すべき。	市町村が地域の実情に応じて子育て支援施策を積極的に展開できるよう子育て支援に関する交付金を交付しており、市町村の規模によって格差が生じないよう、相対的に人口規模の小さい市町村により多くの交付金が配分されるよう配慮しているところです。引き続き市町村の子育て支援施策をバックアップしていきます。					

令和6年度第2回大阪府子ども家庭審議会（R6.12.12）資料への意見

	資料名	ページ数	意見概要	大阪府の考え方
22	資料1-1 大阪府子ども計画（素案） 第10章	P2	新たな課題が出てきたときには、本計画も随時見直すべき。	第10章推進体制等2ページにおいて、近年の急速に変化する社会情勢の変化等と計画の進行管理状況を踏まえ、必要に応じて、施策及び取組の見直しを行うこととしています。
23	資料3-2 大阪府子ども計画（やさしい版）（素案）		府内の好事例をまとめた施策集も作成すべき。	府内の好事例の取組紹介については、個々の施策を推進する中で実施しているところであり、引き続き積極的に取り組んでいきます。 また、府内市町村における子どもの貧困対策の取組事例を収集し、取組の参考となるよう市町村貧困担当課へ共有しています。
24			子ども・若者世代のゆらぎに寄り添える居場所が大事であり、それをどのようにして作っていくか考えるべき。	地域資源を活用した支援ネットワークを構築し、住民やNPOなどによって自律的・持続的に子ども食堂をはじめとした居場所が提供されることが望ましいと考えているものの、現状では資金・人材不足等の課題があることから、大阪府としては子ども食堂等への食材の提供や、実施される学習支援・体験活動への費用補助により居場所の活動をバックアップすることで、子どもたちの心身の健やかな成長を促す環境づくりを支援していきます。 また、「子ども・若者民間支援団体連絡会議」を設置し、困難を有する子ども・若者の支援を行う民間支援団体のバックアップのため、相互連携や情報共有に取り組んでいるところです。
25	資料3-2 大阪府子ども計画（やさしい版）（素案）		子ども計画（やさしい版）とは別に保護者向けのわかりやすい版も作成すべき。	「子ども計画」「子ども計画（やさしい版）」とは別に主な内容をまとめたリーフレットとして「子ども計画（子育て当事者向け）」も作成する予定にしており、保護者にとってわかりやすい内容となるよう留意いたします。

令和6年度第2回大阪府子ども家庭審議会（R6.12.12）資料への意見

	資料名		ページ数	意見概要	大阪府の考え方				
26	資料3-3	おおさかQネットを活用した子ども・若者向けアンケート（報告）		アンケート結果の括り方が若干作為的なので、パーセンテージが多い方で括った方が、アンケートを見た方がわかりやすいですし、今後の計画のために良いのではないかと。	今回のアンケート調査は、こども大綱に基づいて設定された数値目標について国が現状を示すデータを設定しており、国数値との比較が可能となるよう、府においても国と同条件で府の現状を把握するために調査設計しているものです。なお、現在単純集計に加え、クロス集計も含めた資料を準備しており、国の数値目標・現状データについても記載したいと考えています。				
27	資料3-2	大阪府子ども計画（やさしい版）（素案）		子ども計画（やさしい版）にはルビを打つべき。	ご意見の通り対応いたします。				
28	資料1-1	大阪府子ども計画（素案）第5章	P11	「子ども食堂等の居場所づくり」において保護者の視点が反映されていないので、家庭を包括的に見る視点も追加すべき。	第5章11ページの「子ども食堂等の居場所づくり」について、下記の通り修正いたします。 <table><thead><tr><th>修正前</th><th>修正後</th></tr></thead><tbody><tr><td>支援が必要な方に対しては、居場所に関する情報を周知するなど、</td><td>支援が必要な子どもや保護者に対して、居場所に関する情報の周知を図り、</td></tr></tbody></table>	修正前	修正後	支援が必要な方に対しては、居場所に関する情報を周知するなど、	支援が必要な子どもや保護者に対して、居場所に関する情報の周知を図り、
修正前	修正後								
支援が必要な方に対しては、居場所に関する情報を周知するなど、	支援が必要な子どもや保護者に対して、居場所に関する情報の周知を図り、								
29	資料1-1	大阪府子ども計画（素案）第9章		実習に行っても実際に社会的養護に関わる仕事を選択している学生が少ないのが人材確保の課題ではないかと。	府では、府社会福祉協議会と連携し、就職を希望する学生等に対する「児童養護施設等実習生受入・就職促進事業事業」を実施しています。施設横断での実習実施や、新規入職予定者のトライアル雇用を行っており、引き続き社会的養護に関わる施設における人材確保の支援に努めてまいります。				

令和6年度第2回大阪府子ども家庭審議会（R6.12.12）資料への意見

	資料名		ページ数	意見概要	大阪府の考え方							
30	資料1-1	大阪府子ども計画（素案） 第9章		大学生が児童養護施設に就職するためには、実習先の確保や実習受入体制の整備による機会の確保に取り組むべき。	府では、府社会福祉協議会と連携し、就職を希望する学生等に対する「児童養護施設等実習生受入・就職促進事業事業」を実施しています。施設横断での実習実施や、新規入職予定者のトライアル雇用を行っており、引き続き社会的養護に関わる施設における人材確保の支援に努めてまいります。							
31				「子どもの権利ノート」の取組について、子育て当事者にきちんと周知すべき。	第4章3．個別事業 39ページの「子どもが意見を表明しやすい環境づくり（アドボカシーの推進）」に「子どもの権利ノート」に関する記載を盛り込んでおり、「子どもの権利ノート」については、今後、子育て当事者をはじめ府民への周知について検討していきます。 また、里親には『「子どもの権利ノート」ハンドブック』を配布し、周知を行っております。							
32	資料1-1	大阪府子ども計画（素案） 第7章		貧困層における子育て支援について、市町村任せにするのではなく、府がリーダーシップをとって施策を展開すべき。	市町村が地域の実情に応じて子どもの貧困対策を推進しているところですが、子どもや保護者が抱える多種多様な課題に対応するために、広域自治体である府として、市町村をバックアップしていきます。							
33	資料1-1	大阪府子ども計画（素案） 第8章	P43	「ひとり親家庭等のライフステージにおける支援施策利用イメージ」が記載されており、他は「共同養育の取組」「経済的支援」「相談支援の充実」という項目になっているが、一つだけ「人権尊重の社会づくり」とスケールが大きい項目となっているので見直すべき。	<table><tr><td colspan="2">委員ご指摘を踏まえ、ひとり親家庭等自立促進計画の各基本目標のバランスを取るため、基本目標6を「人権の尊重」に変更します。</td></tr><tr><td>修正前</td><td>修正後</td></tr><tr><td>人権尊重の社会づくり</td><td>人権の尊重</td></tr></table>		委員ご指摘を踏まえ、ひとり親家庭等自立促進計画の各基本目標のバランスを取るため、基本目標6を「人権の尊重」に変更します。		修正前	修正後	人権尊重の社会づくり	人権の尊重
委員ご指摘を踏まえ、ひとり親家庭等自立促進計画の各基本目標のバランスを取るため、基本目標6を「人権の尊重」に変更します。												
修正前	修正後											
人権尊重の社会づくり	人権の尊重											

令和6年度第2回大阪府子ども家庭審議会（R6.12.12）資料への意見

	資料名	ページ数	意見概要	大阪府の考え方
34			子ども家庭センターについて、市町村において「こども家庭センター」が制度化されてややこしいので、名称変更を検討すべき。	大阪府においては、児童相談所と福祉事務所（町村を管轄する子ども家庭センターのみ）、配偶者暴力相談支援センターの機能ももつ相談機関として、子ども家庭センターを設置しており、その名称は広く府民に浸透しています。 そのため、府内市町村に対し、市町村児童福祉主管課長及び母子保健主管課長会議において、「こども家庭センター」を設置されるにあたっては、府子ども家庭センターとの違いなど、住民にわかりやすい名称を検討いただくことをお願いしているところです。
35	資料1-1 大阪府子ども計画（素案） 第5章	P23	「（1）方向性」の図に「できる限り良好な家庭的環境」という記載があるが、「できる限り」は削除すべき。	できる限り良好な家庭的な養育環境を整備することについては、国において定義されていることから削除はせず、上段説明文に「できる限り良好な家庭的環境」の説明として「小規模かつ地域分散化により、家庭に近い環境すなわち」の文言を追記します。
36	資料1-1 第8章 都道府県ひとり親家庭等自立促進計画	P8	母子家庭の母の就業率は90%以上と高いにもかかわらず、不安定な就業形態により収入が増えず、貧困から抜け出せないワーキングプアの状況がひとり親家庭等あてに実施したアンケート調査から読み取れる。大阪府立母子・父子福祉センターにおいても、ひとり親の就業先の企業開拓を行っているが、府としても、企業との接点のある商工労働部等と連携して、母子家庭等就業・自立支援センターがさらに活用してもらえるよう取組を行って頂きたい。	第8章 都道府県ひとり親家庭等自立促進計画 46ページの基本目標1 就業支援の「①民間事業主に対するひとり親家庭の親の雇用の働きかけ」において、府立母子・父子福祉センターを通じて、様々な機会や媒体を活用して、民間事業主に対して、ひとり親家庭の親の雇用への協力の要請や子育てハートフル企業顕彰制度、各種助成金制度等に関する情報提供を行うこととしています。ご指摘の商工労働部等との連携も検討しつつ、大阪府母子家庭等就業・自立支援センターがさらに活用いただけるよう取組を行っていきます。

令和 6 年度第 2 回大阪府子ども家庭審議会（R6.12.12）資料への意見

	資料名	ページ数	意見概要	大阪府の考え方
37	資料1-1 第8章 都道府県ひとり親家庭等自立促進計画	P32	大阪府立母子・父子福祉センターの認知度の低さがひとり親家庭等あてに実施したアンケート調査から読み取れる。大阪府立母子・父子福祉センターにおいても、ホームページやSNSでの発信の他、市町村への広報協力依頼により周知を行っているが、同センターが、ひとり親家庭の相談先としてさらに認知して頂けるよう、これまで以上に府と市町村が連携して、周知・広報を行って頂きたい。	第 8 章 都道府県ひとり親家庭等自立促進計画 55ページの基本目標 5 相談機能の充実の「①府立母子・父子福祉センターにおける相談機能の充実」において、「府立母子・父子福祉センターの認知度を高めるため、市町村との連携やインターネット・SNSを活用した周知に取り組み、相談件数を増加させる」こととしており、府としても市町村と連携して、府立母子・父子福祉センターの周知に努めていきます。